

石川町復興推進計画（案）

平成 29 年 月 日
福 島 県 石 川 町

1. 計画の区域 石川町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。本町においても震度 5 強が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路等のインフラに大きな被害が生じた。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、風評被害が発生し、産業全体に深刻な影響を及ぼしており、製造業の製造品出荷額は震災前と比較すると 28.1%減少し、従業者数は 21.2%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済に深刻な影響を及ぼしているところである。

こうした中、本町の中核的産業を担い得る企業の進出及び設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と新たな雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本町の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町に新規立地する株式会社エヌ・ティー・エス（以下「対象事業者」という。）が、生産増強を図ることを目的として、藤沢工業用地（大字沢井字藤沢地内）において、工場施設及び機械設備の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであ

ることの説明

本町における金属製品製造業は、町内の製造業において従業員数は第 6 位と
なることが見込まれる中核的産業である。また、本事業は、本町の金属製品製
造業における従業員数の 46.8%を占めることが見込まれる対象事業者が実施
するものであり、雇用創出についても新規雇用者 10 人の雇用創出効果が見込
まれる。

したがって、本事業は、本計画の目標である「地域経済の活性化と新たな雇
用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画
の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社東邦銀行
白河信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金
融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当
該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、自動車、宇宙航空機、医療用機器関連産業において、プログ
ラミングシステムの導入による技術力の高い精密機械部品の製造を行っている
企業であり、当該計画の実施により、本町へ本社機能の移転及び工場の新設
を行うことは、雇用機会の拡大、地域経済の活性化に繋がるものである。

以上のことから、これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進
と活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、石川町、福島県、石川町商工会、株式会社東邦銀行、白河信用金庫、
対象事業者を構成員とする石川町復興推進協議会（地域協議会）において、法
第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。